

## ～ 平成30年度の『就学援助制度』のお知らせ ～

※ 東日本大震災によるものではありませんので、ご注意ください。

市では、経済的な理由により、お子さんを市立の小・中学校へ就学させるのが困難と認められる方へ、学校で必要とされる費用の一部を支援する「就学援助制度」を実施しています。

裏面のいずれかの要件に該当し、なおかつ生活保護に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方が支援の対象となりますので、支援を希望される方は以下の説明をよくお読みいただき、申請書及び必要書類を学校へ提出してください。

なお、ご不明な点などがある場合は、電話等によりお気軽にご相談ください。

### 1 申請が可能な方

平成29年度または平成30年度に裏面の(1)～(10)の申請要件のいずれかにあてはまる保護者の方で、支援を希望される方。

なお、平成29年度に認定を受けていた方（入学前に入学準備金の支給を受けた方も含む）も、平成30年度に支援を希望する場合は、新たに申請が必要になります。

また、生活保護費と重複して受給することはできませんのでご注意ください（ただし、生活保護費を受給している方でも、修学旅行費に限り申請可能です）。

### 2 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 世帯全員（申請書に記載のある方で未就学児や学生を除く）の所得が確認できる書類  
⇒「市県民税所得額課税額証明書」or「源泉徴収票の写し」or「確定申告書控の写し(第一表)」  
※ 障害者年金や遺族年金を受給されている方がいる場合は、その証明書の写しも併せて添付してください。
- (3) 裏面の要件に応じた添付書類

**【注意】これらの書類の提出はすべて必須のものであり、書類の不備があった場合は受け付けができませんので、ご了承ください。**

### 3 申請書類の提出先

お子さんがお通いの小・中学校

※1 小学校と中学校それぞれに兄弟がおり、どちらも支援を希望する場合は小・中学校の両方に書類を提出してください。その際、どちらかの添付書類はコピーで結構です。

※2 平成30年度から中学1年生になるお子さんの分は、現在通っている小学校へ提出してください。

### 4 申請書類の提出期限（4月分からの支給を希望する場合）

**平成30年3月 2日（金）まで**

※ 上記の提出期限以降でも、申請書類は随時受け付けております。（5月分以降から支給）

### 5 認定までの流れ

- (1) 平成30年度から新規に申請いただいたご家庭には、後ほど、お近くの民生児童委員の方が家庭状況調査に伺いますので、ご協力をお願いします。また、審査事務に当たり、情報の一部を事前に地域の民生児童委員の方に提供することがあります。
- (2) 学校に提出していただいた書類は、すべて教育委員会学校教育課で一件ずつ審査し、その結果は学校を通じてお知らせします。（お知らせは平成30年6月ごろを予定していますが、申請件数によって時間は前後しますので、ご了承ください。）

**新規で申請を希望する方は申請書をお渡ししますので、学級担任または事務室へご連絡ください。**

《事務担当 事務室 鈴木》

| 申請要件<br>(保護者の方がいずれかの要件に該当する場合)                                    | 世帯の所得が確認できる書類と一緒に<br>申請書への添付が必要な書類  |
|---|---|
| (1) 生活保護が廃止となった方  | (世帯の所得が確認できる書類のみ)   |
| (2) <u>母子・父子家庭または障害者で、前年の所得が125万円以下で市民税が非課税の方</u>                 | 市民税・県民税非課税証明書の原本<br>※ ただし、所得が確認できる書類に「市民税県民税(所得・課税)証明書」を提出される方はそれだけで結構です。 |
| (3) 特別の事情によって市民税が減免された方<br>※ 東日本大震災による減免は除きます。                    | 市民税減免決定通知書の写し   |
| (4) 特別の事情によって個人事業税が減免された方<br>※ 東日本大震災による減免は除きます。                  | 個人事業税減免承認通知書の写し   |
| (5) 特別の事情によって固定資産税が減免された方<br>※ 東日本大震災による減免は除きます。                  | 固定資産税減免通知書の写し   |
| (6) 国民年金の掛金の減免、国民健康保険の保険税の減免又は徴収の猶予が認められた方<br>※ 東日本大震災による減免は除きます。 | 国民年金保険料免除申請承認通知書の写し   |
| (7) 児童扶養手当の支給を受けている方<br>※ 特別児童扶養手当ではありません。                        | 児童扶養手当証書の写し   |
| (8) 生活福祉資金の貸付決定を受けた方  | 生活福祉資金貸付決定通知書の写し  |
| (9) 職業安定所登録の日雇労働者の方   | 雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し   |
| (10) その他特別な理由で、経済的にお子さんを就学させることが困難な方                              | (世帯の所得が確認できる書類のみ)   |

※ 申請の際には、世帯全員(未就学児や学生を除く)の「市県民税所得額課税額証明書」or「源泉徴収票の写し」or「確定申告書控の写し(第一表)」(障害者年金や遺族年金を受給されている方がいる場合はその証明書類も併せて)を必ず添付してください。ただし、課税額証明書等(所得額の記載が無いもの)では書類不備となり、受理できませんのでご注意ください。

(参考) 支援の対象となる経費と支給予定額

| 対象経費        | 支給予定額   |
|-------------|---|
| 学用品費等       | ・小学校 1年生 1,080円/月 2~6年生 1,260円/月<br>・中学校 1年生 2,040円/月 2~3年生 2,230円/月  |
| 新入学児童生徒学用品費 | ・小学校 40,600円 ・中学校 47,400円<br>※4月1日から在籍し、4月から認定となった新1年生のみ対象です。<br>※「入学準備金」として同じ金額を入学前に支給された方は対象外となります。       |
| 学校給食費       | 実費(給食費としてかかった金額)  |
| 修学旅行費       | 実費(修学旅行費としてかかった金額)  |
| 医療費         | 次の疾病に係る治療費の自己負担分 ①トラコーマ及び結膜炎 ②白せん、疥せん及び膿痂疹 ③中耳炎 ④慢性副鼻炎(蓄膿症)及びアデノイド<br>⑤寄生虫病(虫卵保有を含む) ⑥う歯(虫歯で保険診療の対象となる治療のみ) |
| 通学費         | 小学校4km以上、中学校6km以上の通学に係る交通機関利用料金(定期代)<br>※ ただし、学区外通学の場合は除きます。  |
| 宿泊を伴う校外活動費  | 実費(上限3,620円以内)  |

※上記費目については、原則学校を通じて保護者の方へ支給いたします。